

総行行第132号
国不入企第5号
令和3年4月21日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長
（ 公 印 省 略 ）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（ 公 印 省 略 ）

施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期
確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担
行為の適切な設定等について

施工時期の平準化の推進に当たっては、柔軟な工期設定や速やかな繰越とともに、債務負担行為の適切な設定が重要であることから、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）において、これらの取組の推進について明記されるとともに、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）等において、各地方公共団体に対し、工期が1年未満の工事をはじめ、債務負担行為の適切な設定についても積極的な取組を要請してきたところであります。

また、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関しては、「社会資本総合整備計画に係る交付金事業における施工時期の平準化に資するための債務負担行為等の活用について」（令和2年3月31日付け総行行第93号・国土入企第55号）等において、債務負担行為の活用による一層の施工時期の平準化の

推進に取り組んでいただくよう通知しているところです（別添1）。

今般、国土交通省所管の個別補助事業については、令和3年度当初予算より、工期が1年未満の工事に係る2カ年国債や、当初予算に計上するいわゆるゼロ国債（契約初年度に支出を要さない国庫債務負担行為をいう。）など、施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期の確保のための国庫債務負担行為（以下「平準化国債」という。）の設定が認められることとなったところです。地方公共団体の要望に応じて、国が平準化国債を設定することにより、次年度にわたる国庫負担の見通しを確保しつつ、地方公共団体は自ら債務負担行為を設定し、施工時期の平準化や切れ目ない事業執行を推進することが可能になります。

つきましては、施工時期の平準化の取組として、国土交通省所管の個別補助事業については地方公共団体の要望に応じて平準化国債が設定されうることを踏まえ、地方公共団体において債務負担行為を適切に設定する等、一層の施工時期の平準化の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、社会資本整備交付金事業における債務負担行為等の活用についても、前述の通知の趣旨及び内容も踏まえつつ、引き続き、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、別添2のとおり、国土交通省地方支分部局にも周知されているところですので申し添えます。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）における施工時期の平準化の取組が図られるよう、貴都道府県内の市区町村に対して、本通知の周知をお願いします。